

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判
手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う特定商取引に
関する法律施行令の一部改正について

令和4年10月
消費者庁

(1) 現行規定の内容

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）第26条第1項第8号ニの規定により、他の法律の規定によって訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができる認められる販売又は役務の提供として政令で定めるものについては、特商法の適用を除外しているところ、特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号。以下「特商法施行令」という。）第5条の規定により、当該販売又は役務の提供は、「別表第二に掲げる販売又は役務の提供」としており、特商法施行令別表第2第50号において、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第二条第十号に規定する特定適格消費者団体が同法第六十五条第二項に規定する業務として行う役務の提供」を規定している。

(2) 改正の内容

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第59号。以下「改正法」という。）第2条の規定により、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号。以下「特例法」という。）の題名が「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に改められるとともに、特例法第65条第2項の条番号が第71条第2項に条ずれすることから、特商法施行令別表第2第50号の規定について、改正法による改正後の題名及び条番号を引用することとなるように改正するものである。

(3) 上記改正についての消費者庁の見解

本改正は上記のとおり、改正法の施行に伴って特商法施行令別表第2第50号の規定を形式的に改正するものに過ぎないから、特商法第64条第1項に規定する消費者委員会への諮問を省略させていただきたい。

以上